

# こどもまんなか主義

---

## 地域において必要な いじめ防止対策

公益社団法人 子どもの発達科学研究所

和久田 学

はじめに

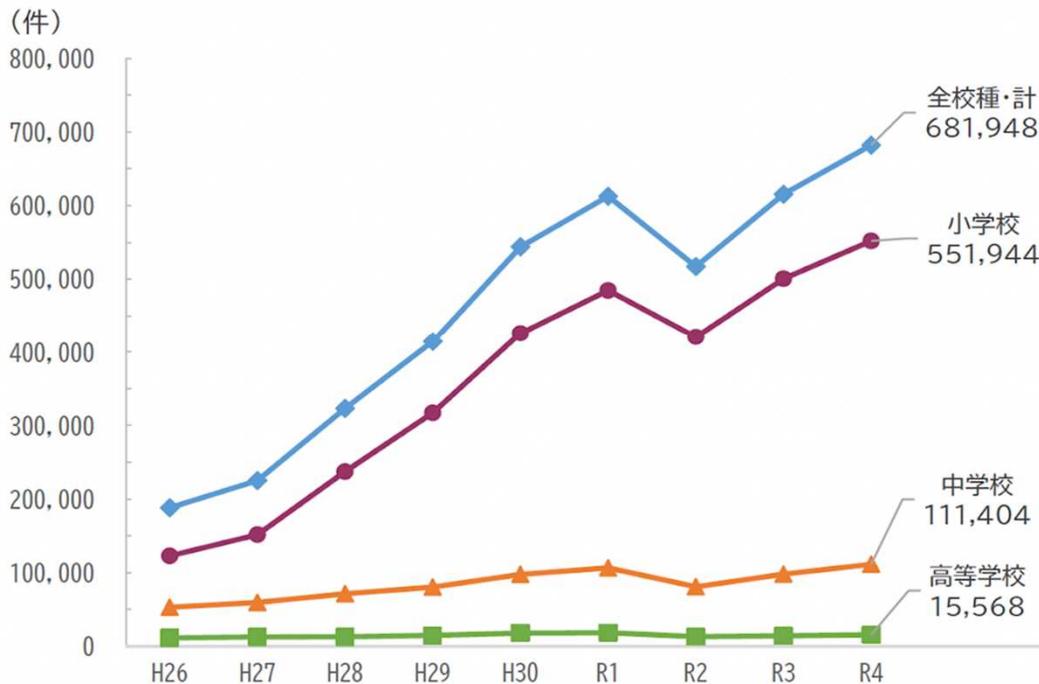
# こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

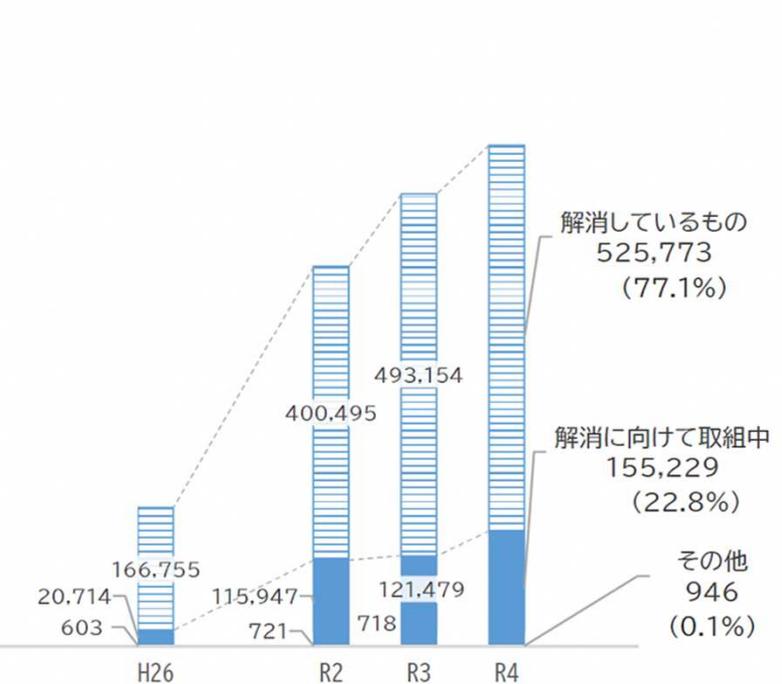
具体的には・・・ 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる社会。

# いじめの状況について

## いじめの認知件数の推移



## いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9	551,944 89.1
中学校	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0	111,404 34.3
高等学校	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4	15,568 4.9
特別支援学校	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4	3,032 20.7
計	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7	681,948 53.3

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は**681,948件**(前年度615,351件)であり、前年度に比べ66,597件(10.8%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は**53.3件**(前年度47.7件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、**解消しているものは525,773件(77.1%)**であった。

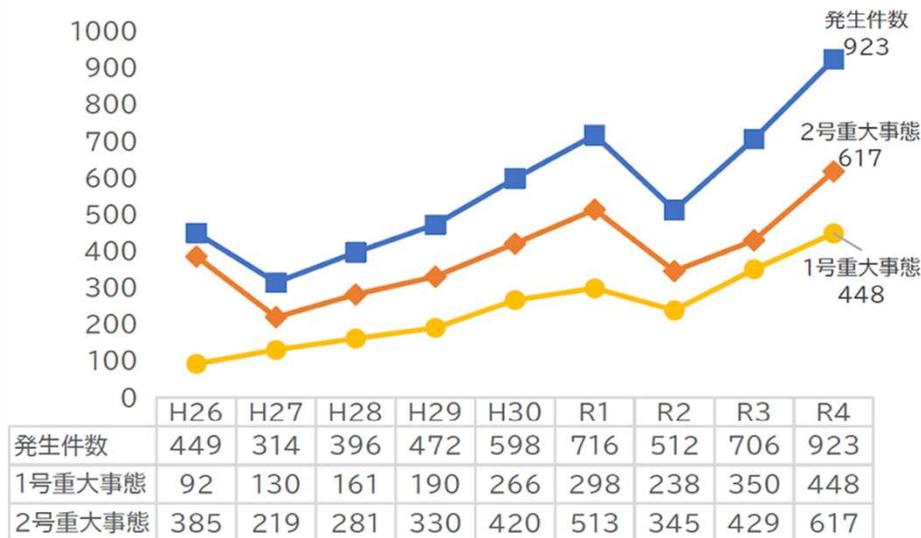
公益社団法人

子どもの発達科学研究所

# いじめの重大事態について

- 重大事態の発生件数は、923件(前年度706件)。  
うち、法第28条第1項第1号に規定するものは448件(前年度350件)、同項第2号に規定するものは617件(前年度429件)である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

## いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計	
重大事態発生校数(校)	363	337	141	3	844	
重大事態発生件数(件)	390	374	156	3	923	
うち、第1号		162	187	96	3	448
	生命	25	36	15	0	76
	身体	33	38	14	1	86
	精神	84	104	57	2	247
	金品等	20	9	10	0	39
うち、第2号	279	247	91	0	617	

※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。

※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、

第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

である。

# 現状分析

なぜいじめ問題は  
深刻化しているのか？

# 現状分析

---

- いじめ問題はなぜ起こるのか？
- いじめ重大事態に至るのはなぜか？

## ※いじめ重大事態

### いじめ防止対策推進法 第二十八条

- 1：いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあるとき  
(1号重大事態：生命心身財産重大事態)
- 2：いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき  
(2号重大事態：不登校重大事態)

# いじめ重大事態の報告書分析

---

現在、その途中にあるが、以下のことが目立っている

教師（学校）のいじめの認知が遅れた  
いじめの対応が不十分だった  
組織的対応が取られなかった

なぜだろうか？

# シンキング・エラー

---

いじめをいじめだと認知せず、別の問題である、もしくは問題ないと考えてしまう“認知の間違い”を言う。

例：今まで問題なかったことは、今も問題ない  
よくあることだから、放置しても良い  
少しくらいの傷つき体験は、子どもを鍛えるものだ  
その子どもに原因があるのなら、仕方がない  
(その子どもが原因を起こしたから悪い)

# シンキング・エラーが起きやすい場合

- **明確ではないが、少しずつルールや価値観が変わっていった場合**  
今の人権意識、多様性を認める価値観
- **閉鎖的で、外の価値観が入りにくい集団の場合**  
教育関係者のみが関与できる仕組み
- **単一目的集団の場合**  
成績を上げるためなら、何を犠牲にしても良い

シンキング・エラーを起こすと、頑張っても頑張っても結果がでないどころか、問題が起き続けることになり、その集団、その組織の者にとっても非常に不幸なことになる。

# 今回の事業「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」の意義

- “こどもまんなか主義”から、いじめ問題に取り組むのは非常に意義が大きいこと。
- 学校・教育委員会だけに対応をゆだねるのではなく、“いじめ問題”が、社会で取り組むべき課題であるために、こうしたアプローチが必要になったこと。
- 学校・教育委員会は当事者性という限界がある。

# 今回の事業「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」の意義

- 社会の制度変化によって、人権意識、価値観が変わってきている。無意識のうちにシンキング・エラーを起こしてしまう場合があり、多数の目、違った立場からのアプローチが必要。
- 学校、教育委員会にとっては、積極的に利用すべきアプローチ。

# 学校ACE研究 (参考)

# 小児期逆境的经验

## Adverse Childhood Experiences : ACE研究

---

家庭における虐待と家族の機能不全といったACE（小児期逆境的经验）の10の質問で、Yesと回答する数と、成人期の身体疾患、メンタルヘルスの悪化、などが関連していた。

# 学校ACE®

---

- 学校は本来、子どもにとって安心安全であり、子どもの発達を促し、将来の幸せにつながるもの。
- しかし、昨今の「いじめ認知件数の増大」「不登校の増加」を考えると、そういう場でなくなっているかもしれない。

# 学校ACE®

---

- 学校の問題は、これまでも指摘されているが、明確なエビデンスを提供することにより、これまでのやり方が大きく変わるのではないか。
- ミひきこもり、は十分に研究されていない。  
ミひきこもり、とACE、学校ACEの関連を明らかにすることにより、ひきこもりの周辺にある、ミネット依存、ミ不登校、についても同様に考えられるかもしれない。元々、ミひきこもり、は社会適応の問題であり、今の若者が抱える最重要課題の一つ。

# 学校ACE<sup>®</sup> 研究の実施

20歳～34歳の成人、4000人を対象に  
Web調査を実施。(2021年10月)

結果	Total n=3999
ACE 1点以上 (%)	1436(35.9)
ACE 4点以上 (%)	244(6.1)
クラスメイトからのいじめ (%)	1924(48.1)
先輩からのいじめ (%)	632(15.8)
学校ACE 1点以上 (%)	2202(55.1)
PHQ-4 : 平均 (標準偏差)	2.65(3.16)
抑うつ不安 中程度以上	653(16.3)
ひきこもり (%)	138(3.5)

# いじめ問題は社会に影響を及ぼす

---

- 私たちが思っている以上に、いじめの影響は大きい。  
(自分の経験だけで判断すると、生存バイアスとなる)
- 学校ACE研究により、いじめが家庭内での虐待に比べて大きいこと、社会参加、社会適応に大きな影響を与えていることが分かった。

# いじめ問題は社会に影響を及ぼす

- それ以外にも、いじめ加害者は反社会的な人格障害になるリスクが高い（Copeland, 2013）、いじめ被害者は、不安、抑うつ、社会的機能不全、様々な身体症状を引き起こす（Rigby, 2001）、うつ病（Abebeら, 2014）、虐待よりメンタルヘルスに影響（Lereyaら, 2015）、傍観者も被害者と同じくらいの心理的苦痛を抱いている（Jansonら, 2004）など、多くの報告がある。

いじめ問題の解決は、子どもの発達を守るだけでなく、ひきこもり、離職率の高さ、成人期のメンタルヘルス・自殺など多くの社会課題を予防し、社会負担を減らす可能性がある。

Front. Public Health, 26 October 2023 | Sec. Public Mental Health

Volume 11 - 2023 | <https://doi.org/10.3389/fpubh.2023.1277766>

# Adverse childhood experiences: impacts on adult mental health and social withdrawal

[Manabu Wakuta](#), [Tomoko Nishimura](#), [Yuko Osuka](#), [Nobuaki Tsukui](#),  
[Michio Takahashi](#), [Masaki Adachi](#), [Toshiaki Suwa](#), [Taiichi Katayama](#)

# 今回の事業の 特長

# こどもまんなか主義

---

法にあるように、どんな理由があろうとも、  
傷ついている子どもをそのままにしない。

いじめはすぐに止めさせ、被害者の安心安全  
(すべての子どもの安心安全) を確保する。

# システム化

---

- 誰か、特別な人がいないと動かないシステムは、広がらないし続かない。
- そのためには、システム化が可能なモデルを作成し、以下のことを明らかにする必要がある。

どのような組織が必要なのか？（組織の在り方）

どのようなサービスが必要なのか？（事業内容、質の担保）

果たして効果があったのか？（効果測定）

# 実証団体（自治体）

---

- 子どもの発達科学研究所は、こども家庭庁の委託を受けて、それぞれの自治体に伴走支援を行っている。
- “いじめ専門相談員”養成講座の提供
- いじめ相談を受けたときのフロー、手順の提供
- いじめ啓発イベントのシナリオや資料、いじめ防止地域リーダー養成講座の提供（予防の取り組み）
- 困難事例に対するアドバイスの実施

# 啓発動画「いじめ問題への対応」(12分)

いじめ問題について、正しい知識を広く社会に広めるために作成。

## 〈内容〉

いじめ問題の現状

いじめ防止対策推進法の内容

(いじめの定義、組織での対応など、強調されていること)

大人として、いじめ問題解決のためにすぐできること

## いじめ問題への対応

### いじめの定義のポイント

#### いじめ防止対策推進法 第二条第一項

- AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。

日本では、いじめの定義がこれまで変化してきた。

- 現在の定義では、いじめの被害者の心身の苦痛が強調されている。
- 周りが「このくらいは大丈夫」と思っても、そこに行為があり、被害者が心身の苦痛を訴えれば、いじめとして扱うという考え。
- これは社会通念上の「いじめ」とは異なる部分があることに注意が必要。

## いじめ問題への対応

### いじめかな、と思ったら

- 見て見ぬ振りはいししない
- その場で被害に遭っている子どもを助ける、逃がすこと
- ダメなことだと告げること
- 大人には責任がある！

学校や関係者、警察に告げること

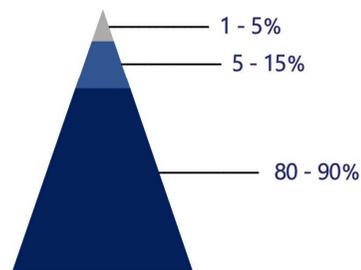
## いじめ問題への対応

### いじめ防止に向けた取組が重要なわけ

- 将来にわたって子どもの発達に悪影響
- いじめ加害者は、反社会的人格障害になるリスクが4倍  
(Copeland, 2013)
- いじめ被害者は、自殺念慮2.4倍、自殺企図2.5倍  
(Bhatta, 2014)

## いじめ問題への対応

### いじめ問題のRTIモデル



【3次支援：徹底した個別介入】  
正確なアセスメント  
個に合わせたケースワーク

【2次支援：いじめへの初期対応】  
個別の相談、支援  
保護者連絡、家庭訪問など

【1次支援：全ての子どもを対象にした  
予防】  
良い行動を取りましょう！  
スキルを学びましょう！

## いじめ問題への対応

### や・は・た行動

- いじめかもしれないことがあったときの対応  
(被害を受けたときの対応)
- 見たり聞いたりしたときの対応 (傍観したときの対応)
- 助けを求める方法の提示 (窓口の周知)

【動画のリンク】

<https://www.youtube.com/watch?v=r05lztqfF34>

# まとめ

---

- こどもまんなか主義・・・子どもを守ることは、私たちの未来を守ること。
- いじめへの対応は、「いじめが起こること」を前提としている。いじめが起きないように、啓発、予防を中心にすべき。
- 子どもは社会の中で育っていく。学校を中心に、行政、民間、地域、専門家が連携するシステムを構築していく必要がある。
- 仲間を増やし、成果を上げていきましょう。

公益社団法人

子どもの発達科学研究所